



神奈川県

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課

# 令和元年度 神奈川県社会環境実態調査結果

令和2年3月

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課

# 目 次

I	調査の概要	3
II	調査結果	5
1	インターネットカフェ・まんが喫茶	
	(1) 調査実施店舗数	5
	(2) 営業区分	5
	(3) 営業時間（深夜営業の状況）	6
	(4) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）	6
	(5) 客席の状況（ペアシート等の有無、ペアシート内部の外部からの見通し、ペアシート内の鍵）	7
	(6) 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）	8
	(7) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組	9
2	複合店等（複合店、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店）	
	(1) 調査実施店舗数	11
	(2) 営業時間（深夜営業の状況）	11
	(3) 有害図書類等の取扱い	12
	(4) 有害図書類等の区分陳列	14
	(5) 有害図書類等取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	15
	(6) 有害図書類等取扱い店舗におけるサンプルディスプレイの有無	16
	(7) Z区分ゲームの取扱い	17
	(8) Z区分ゲームの区分陳列	18
	(9) Z区分ゲーム取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	19
III	単純集計一覧表	21
IV	実施要領・調査要領	25

<図表>

図表 1-1	インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）	5
図表 1-2	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分	5
図表 1-3	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間の推移	6
図表 1-4-1	条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）	6
図表 1-4-2	条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移	7
図表 1-5-1	インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況	7
図表 1-5-2	ペアシートの状況	8
図表 1-6-1	自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）	8
図表 1-6-2	自主規制の実施状況の推移	9
図表 1-7	インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者喫煙飲酒防止の取組	9
図表 2-1-1	複合店等調査実施店舗数（営業区分別・地域別）	11
図表 2-1-2	複合店等の営業区分	11
図表 2-2	複合店等の営業時間（深夜営業の状況）	11
図表 2-3-1	有害図書類等【書籍・雑誌】取扱いの有無	12
図表 2-3-2	有害図書類等【書籍・雑誌】取扱状況の経年比較	12
図表 2-3-3	有害図書類等【映像ソフト】取扱いの有無	13
図表 2-3-4	有害図書類等【映像ソフト】取扱状況の経年比較	13
図表 2-4-1	有害図書類等【書籍・雑誌】区分陳列の実施状況	14
図表 2-4-2	有害図書類等【映像ソフト】区分陳列の実施状況	14
図表 2-4-3	有害図書類等の区分陳列方法	15
図表 2-5-1	有害図書類等【書籍・雑誌】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	15
図表 2-5-2	有害図書類等【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	16
図表 2-6	有害図書類等のサンプルディスプレイの有無	16
図表 2-7-1	Z区分ゲーム取扱いの有無	17
図表 2-7-2	Z区分ゲーム取扱状況の経年比較	17
図表 2-8-1	Z区分ゲーム区分陳列実施状況	18
図表 2-8-2	Z区分ゲームの区分陳列方法	18
図表 2-9	Z区分ゲーム 18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	19

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、青少年の健全育成に影響の大きい各種営業の実態や神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、県と市町村が連携して行っているものです。

令和元年度は、インターネットカフェ・まんが喫茶、複合店等（複合店、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店）を対象に調査を行いました。

## 2 調査期間

内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）と協調するため、令和元年7月～9月を主な調査期間としています。

## 3 調査実施店舗数

県内全域

- (1) インターネットカフェ・まんが喫茶 81店
- (2) 複合店等 248店

（内訳：複合店118店、古書店83店、映像ソフト取扱店24店、ゲームソフト取扱店22店、その他1店）

※（1）については、県や市町村で把握している店舗数、（2）については、平成29年度（前回）調査で有害図書類の取扱があった店舗244店及び県や市町村で把握した新規開店等の店舗4店を合わせた店舗数

## 4 調査方法

市町村の青少年主管課職員や、地域で青少年の健全育成活動に取り組んでいる青少年指導者（青少年指導員、青少年相談員、少年補導員、街頭指導員等）が管内の調査対象店舗を訪問し、調査票に基づき実施しました。

## 5 調査項目

- (1) インターネットカフェ・まんが喫茶
  - ① 店名、所在地
  - ② 営業区分
  - ③ 営業時間（深夜営業の状況）
  - ④ 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）
  - ⑤ 客席の状況（ペアシート等の有無、ペアシート内部の外部からの見通し、ペアシート内の鍵）
  - ⑥ 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）
  - ⑦ 未成年者の喫煙飲酒防止の取組
- (2) 複合店等
  - ① 店名、所在地
  - ② 深夜営業の有無
  - ③ 有害図書類等<sup>※1</sup>の取扱いの有無
  - ④ 有害図書類等の区分陳列方法（書籍・雑誌、映像ソフト）
  - ⑤ 18歳未満への販売・貸付等禁止の表示（有害図書類等取扱い店）
  - ⑥ サンプルディスプレイ<sup>※2</sup>の有無（書籍・雑誌、映像ソフト）

- ⑦ Z区分のゲームソフトの取扱い有無
- ⑧ Z区分のゲームソフトの区分陳列方法
- ⑨ 18歳未満への販売・貸付等禁止の表示（Z区分のゲーム取扱い店）

※1 有害図書類等…条例に定める有害図書類の他に成人向け図書類（青少年の健全育成を阻害するおそれがあるものとして、図書類販売業者等がビニール包装等の閲覧防止措置をとっているもの）も含む。

※2 サンプルディスプレイ…店舗の外から有害図書類等の表紙が見えるように陳列されているもの。

## 6 主な調査結果

### (1) インターネットカフェ・まんが喫茶

- 調査実施店舗 81 店すべてが 24 時間営業であった。
- 条例で定める「18 歳未満深夜立入禁止の表示」は 80 店（98.8%）で実施されていた。
- 努力義務である「フィルタリング等の措置」は、62 店（76.5%）で実施されていた。
- 客席の状況については、「2 人以上で利用できるブース席（ペアシート等）」のある店舗が 76 店（93.8%）あり、そのうち、「ペアシート内部の外部からの見通し」が可能な店舗が 48 店（63.2%）、「ペアシート内の鍵」がない店舗が 51 店（67.1%）であった。

### (2) 複合店等（複合店、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店）

- 調査店舗のうち 116 店（46.8%）で書籍・雑誌の有害図書類等を、173 店（69.8%）で映像ソフトの有害図書類等を取り扱っていた。
- そのうち、書籍・雑誌の有害図書類等を取り扱う店舗では 81 店（69.8%）で、映像ソフトの有害図書類等を取り扱う店舗では 136 店（78.6%）で、区分陳列が実施されていた。
- 「18 歳未満への販売・貸付等禁止の表示」は、書籍・雑誌の有害図書類等を扱う店舗では 106 店（91.4%）、映像ソフトの有害図書類等を扱う店舗では 166 店（96.0%）で実施されていた。
- Z 区分のゲームソフトの取扱いがあった店舗は 155 店（62.5%）であり、そのうち 116 店（74.8%）で区分陳列が実施されていた。また、「18 歳未満への販売・貸付等禁止の表示」がある店舗は 143 店（92.3%）であった。

#### 〈注意〉 報告書中の表記について

- ・ 条例に基づく措置等の経年変化（割合の推移）については、調査年次における調査実施店舗数は同一ではないため、実施率の推移を示した。
- ・ 結果数値は、特にことわりのない限り、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、回答比率の合計が 100%に一致しないことがある。

## II 調査結果

### 1 インターネットカフェ・まんが喫茶

(平成 18 年調査開始)

#### (1) 調査実施店舗数

インターネットカフェ・まんが喫茶の調査実施店舗数は 81 店（平成 30 年度（前回）調査 97 店）で、県内 33 市町村のうち 13 市で調査を行った。

図表 1-1 インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）

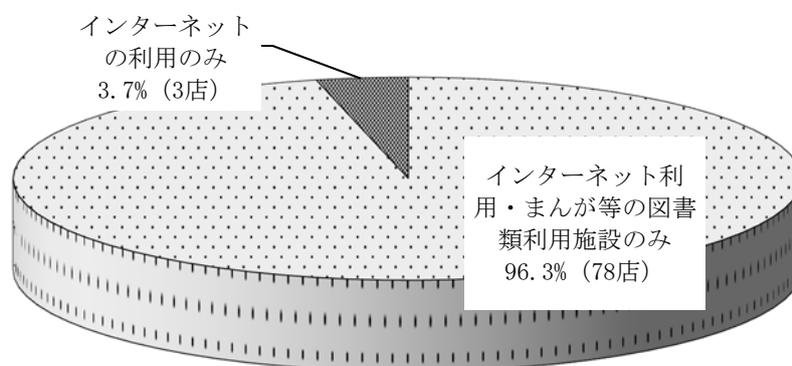
(店)

地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
R1年度	24	15	6	19 (7)	14	3	81
30年度	36	18	7	19 (7)	14	3	97
29年度	36	12	6	21 (8)	14	4	93

#### (2) 営業区分

インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分では、インターネットが利用でき、まんが等の図書類を閲覧することができる施設が 96.3%（78 店）と大半を占め、次いでインターネットのみ利用できる施設が 3.7%（3 店）であった。（平成 30 年度：インターネット利用・まんが等の図書類利用施設 97.9%、インターネット利用のみ 2.1%）

図表 1-2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分（N=81）

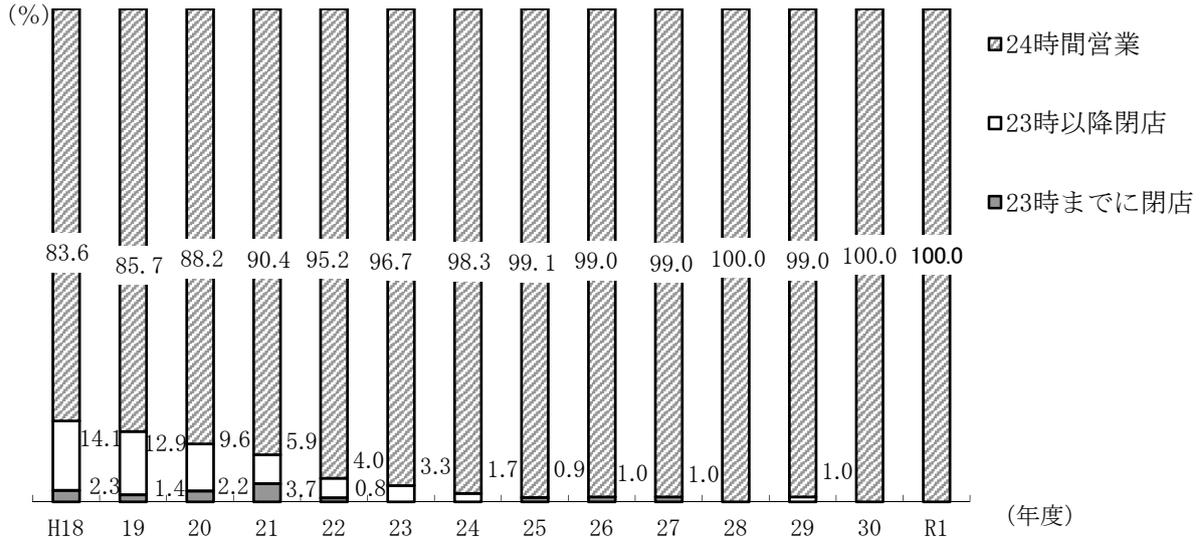


(3) 営業時間（深夜営業の状況）

インターネットカフェ・まんが喫茶の深夜営業の状況は、全ての店舗が「24時間営業」（81店）（平成30年度：100.0%）で、「23時以降閉店」（平成30年度：なし）の店舗はなかった。

調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「24時間営業の店舗」は当初83.6%であったが、年々増加し、近年ではほぼすべての店舗が24時間営業となっている。

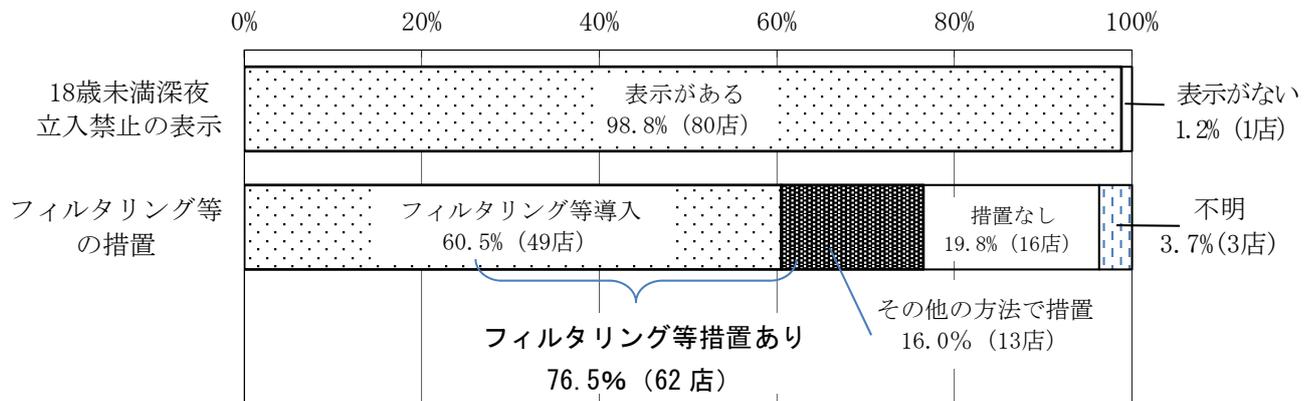
図表1-3 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間の推移



(4) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）

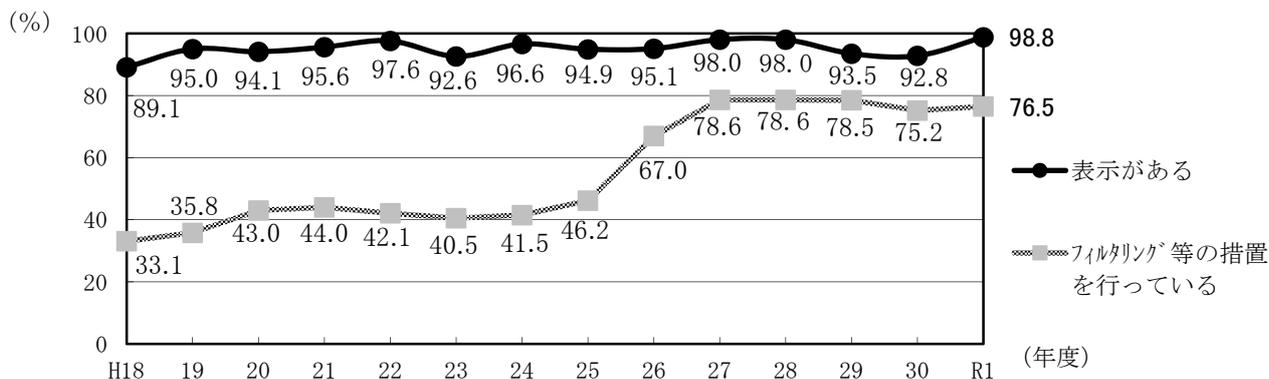
条例に規定されている「18歳未満深夜立入禁止の表示」及び「フィルタリング等の措置」について調査したところ、「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は98.8%（80店）（平成30年度：92.8%）、努力義務である「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は76.5%（62店）（フィルタリング等導入60.5%（49店）、その他の方法で措置16.0%（13店））（平成30年度：75.2%）であった。

図表1-4-1 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング等の措置）（N=81）



調査を開始した平成 18 年度以降の推移をみると、「18 歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は、平成 19 年度以降 9 割台で推移し、「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は当初約 4 割程度で推移をしていたが、平成 25 年度から増え始め、平成 27 年度以降 7 割後半で推移している。

図表 1-4-2 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移  
—18 歳未満深夜立入禁止の表示がある、フィルタリング等の措置を行っている—



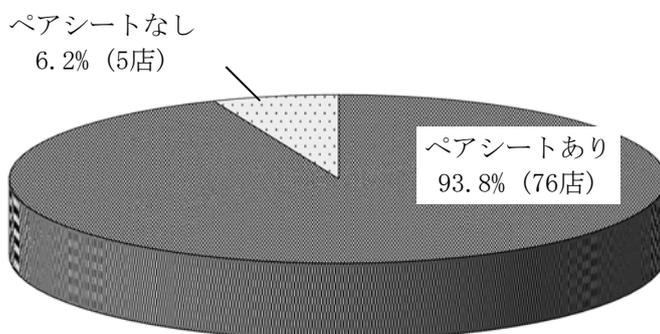
**青少年保護育成条例【第 26 条、第 35 条関係】**

- カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。（30 万円以下の罰金）
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。（10 万円以下の罰金）
- インターネットカフェなどの施設では、青少年にインターネットを利用させるにあたり、フィルタリングの利用その他の適切な方法により、有害情報の閲覧を防止するように努めなければなりません。

**(5) 客席の状況（ペアシートの有無、ペアシート内部の外部からの見通し、ペアシート内の鍵）**

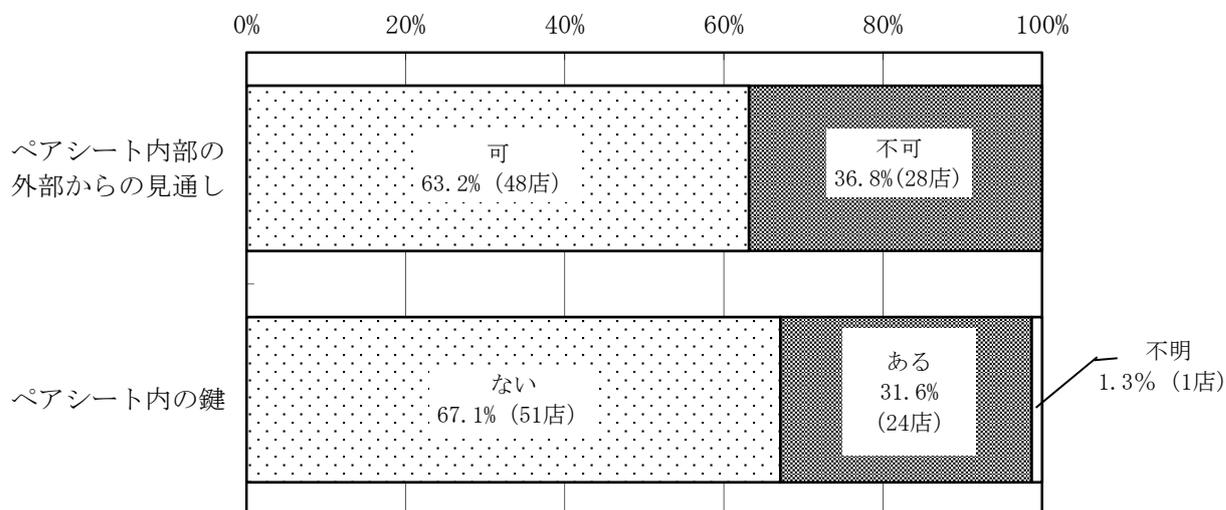
インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況は、「2 人以上で利用できるブース席（以下『ペアシート』という）」のある店舗は 93.8%（76 店）（平成 30 年度：89.7%）であった。

図表 1-5-1 インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況（N=81）



ペアシートがある76店について、ペアシートの状況を調査したところ、「ペアシート内部の外部からの見通し」が可能な店舗は63.2%（48店）（平成30年度：73.6%）、「ペアシート内の鍵」がない店舗は67.1%（51店）（平成30年度：80.5%）であった。

図表 1-5-2 ペアシートの状況 (N=76)

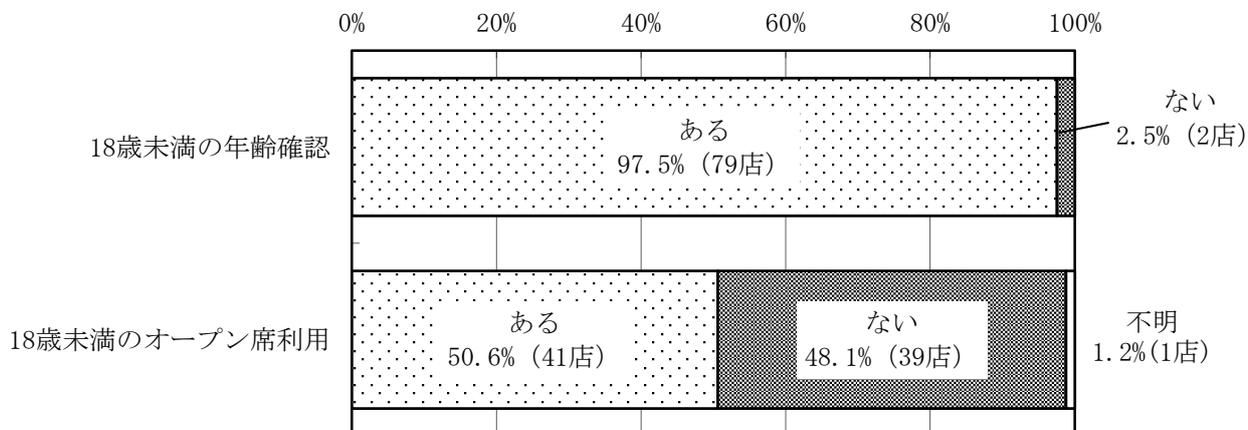


(6) 自主規制の実施状況 (18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用)

インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制等の実施状況について、入店に際し「18歳未満の年齢確認」を行っている店舗は97.5%（79店）（平成30年度：97.9%）であった。

また、「18歳未満のオープン席利用」（オープン席のみの施設を含む）を行っている店舗は50.6%（41店）であった。（平成30年度：46.4%）

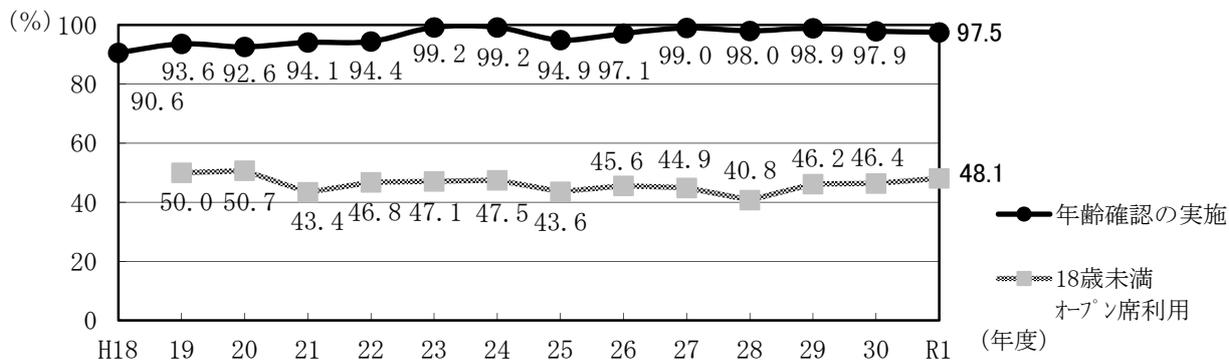
図表 1-6-1 自主規制の実施状況 (18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用) (N=81)



※オープン席・・・仕切りがなく、周囲から見える席

インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制の実施状況について、調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「年齢確認の実施」については、平成18年度以降、ほぼ9割台で推移しているが、「18歳未満オープン席の利用」については、依然として4割程度の実施状況となっている。

図表1-6-2 自主規制の実施状況の推移  
—年齢確認を実施している、18歳未満に対してオープン席を利用させている—



※18歳未満のオープン席利用についての調査は平成19年度開始

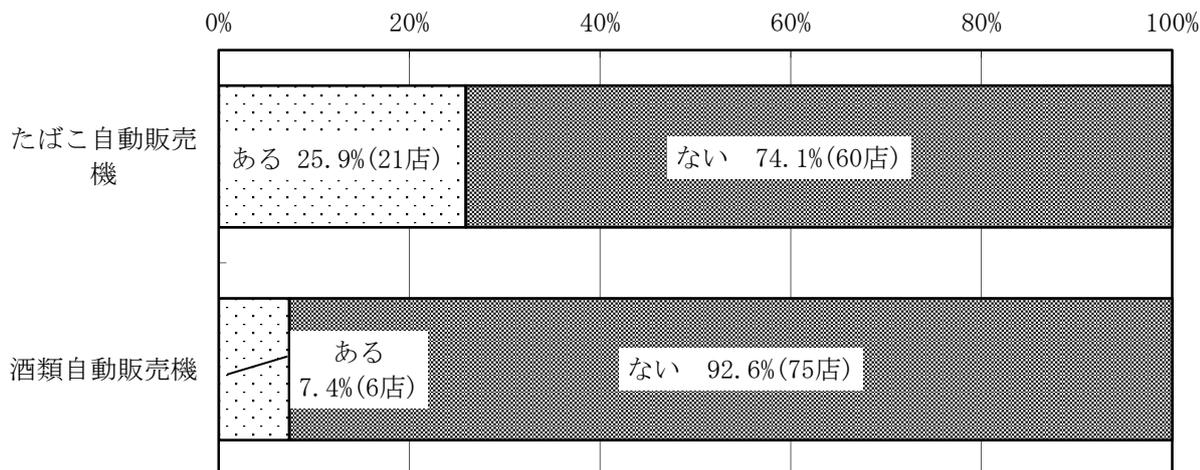
#### 業界の自主規制

日本複合カフェ協会（任意加入）では、年齢確認、利用時間の制限（16歳未満は午後8時以降、18歳未満は午後10時以降認めない）、小中高校生の授業時間内の来店時の指導、18歳未満はオープン席利用（但し、フィルタリングを導入しているブース席についてはその限りではない。）、未成年者喫煙飲酒防止対策、有害図書類等の区分陳列、補導活動への協力、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止など（日本複合カフェ協会運営ガイドラインより）の取組が行われています。

#### (7) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者の喫煙飲酒を防止するための取組について把握するため、たばこ・酒類の自動販売機の有無について調査したところ、「たばこ自動販売機」がない店舗は74.1%（60店）（平成30年度：66.0%）、「酒類自動販売機」がない店舗は92.6%（75店）（平成30年度：95.9%）であった。

図表1-7 インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者喫煙飲酒防止の取組（N=81）



また、「たばこ自動販売機」を設置している 21 店のうち 90.5%（19 店）（平成 30 年度：97.0%）、「酒類自動販売機」を設置している 6 店のうち 33.3%（2 店）（平成 30 年度：50.0%）で成人識別装置が設置されていた。

**青少年喫煙飲酒防止条例【第 9 条関係】**

自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、販売業者は、購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置（満 20 歳以上であることを確認することができる機能）を当該自動販売機に講じなければなりません。ただし、酒類自動販売機においては、カラオケボックスやインターネットカフェ等、閉鎖性のある施設内に設置され、かつ、その自動販売機の利用が主に当該施設利用者に限られる場合には、当該自動販売機を常時視認できる状態で管理する方法その他青少年飲酒防止の観点から十分な管理ができる方法をもって代えることができることとなっています。

### 3 複合店等（複合店、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店）（平成 25 年調査開始）

#### （1）調査実施店舗数

令和元年度は、複合店（【書籍・雑誌】、【映像ソフト】、【家庭用ゲームソフト】）のうちいずれかの取扱いがある店舗）、古書店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店を調査対象とした。

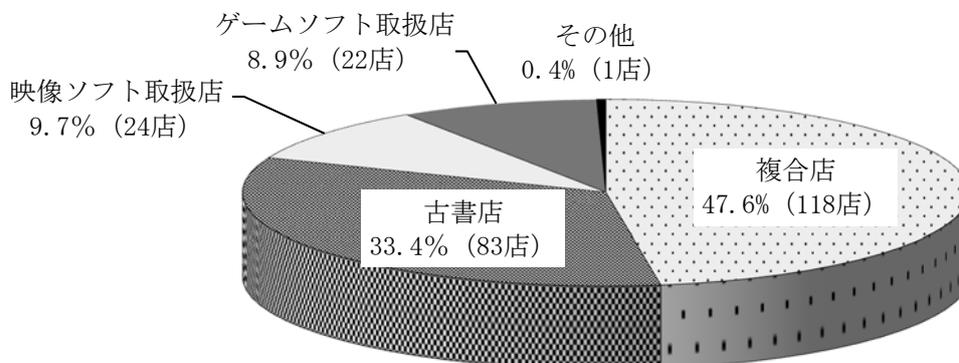
調査実施店舗数は、平成 29 年度（前回）調査で有害図書類等又はZ区分ゲームの取扱いがあった店舗 244 店、新規の店舗等を加えた計 248 店で、県内 33 市町村のうち 21 市町で調査を行った。

図表 2-1-1 複合店等調査実施店舗数（営業区分別・地域別）

(店)

地域 営業区分	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
複合店	40	17	6	31 (11)	20	4	118
古書店	29	19	8	9 (5)	14	4	83
映像ソフト取扱店	13	6	1	1 (1)	3	0	24
ゲームソフト取扱店	8	3	0	9 (1)	2	0	22
その他	0	0	0	1 (1)	0	0	1
合計	90	45	15	51 (19)	39	8	248

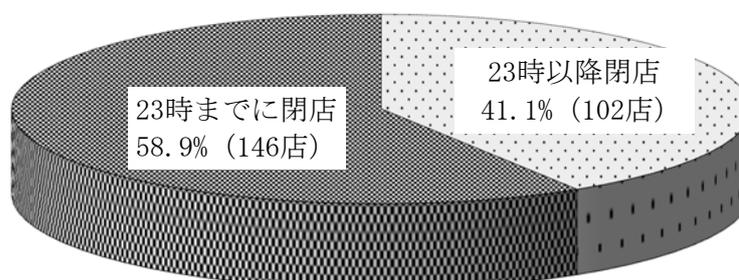
図表 2-1-2 複合店等の営業区分 (N=248)



#### （2）営業時間（深夜営業の状況）

複合店等の深夜営業の状況は、「23時以降閉店」の店舗が 41.1%（102 店）、「23 時まで閉店」の店舗が 58.9%（146 店）であった。

図表 2-2 複合店等の営業時間（深夜営業の状況） (N=248)

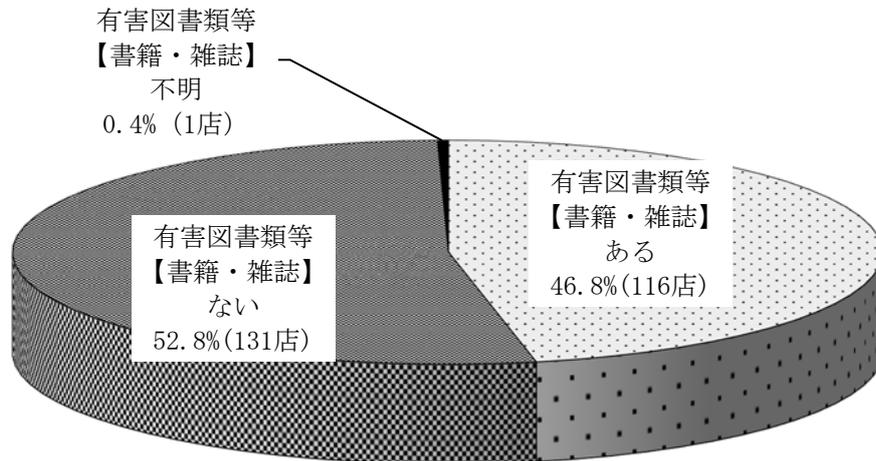


(3) 有害図書類等の取扱い

ア 有害図書類等【書籍・雑誌】の取扱い

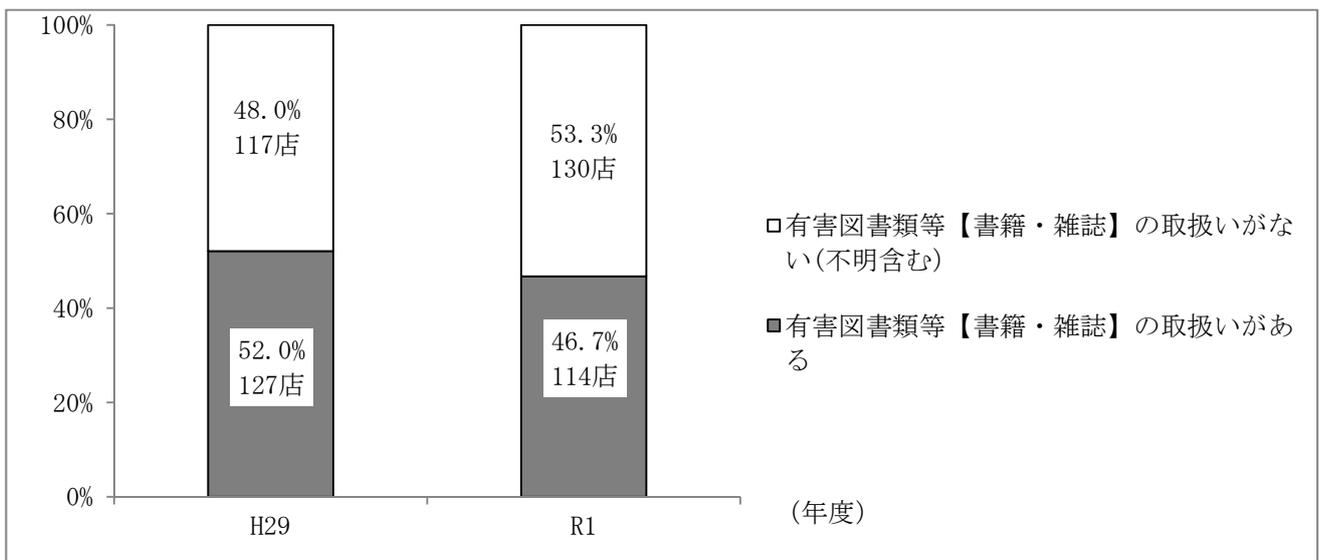
調査実施店舗数 248 店のうち、有害図書類等【書籍・雑誌】の取扱いがあった店舗は 46.8% (116 店) であった。

図表 2-3-1 有害図書類等【書籍・雑誌】取扱いの有無 (N=248)



調査実施店舗のうち、平成 29 年度も調査対象であった 244 店について、平成 29 年度と令和元年年度の有害図書類等【書籍・雑誌】の取扱い状況を比較したところ、有害図書類等【書籍・雑誌】の取扱いがあった店舗は、平成 29 年度が 52.0% (127 店)、令和元年度が 46.7% (114 店) で、5.3 ポイント減少した。

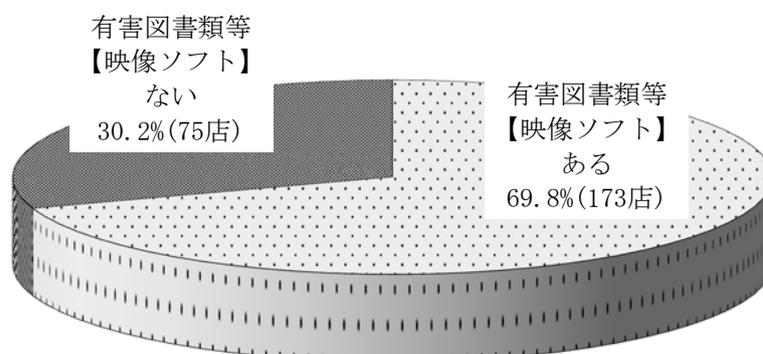
図表 2-3-2 有害図書類等【書籍・雑誌】取扱い状況の経年比較 (N=244)



## イ 有害図書类等【映像ソフト】の取扱い

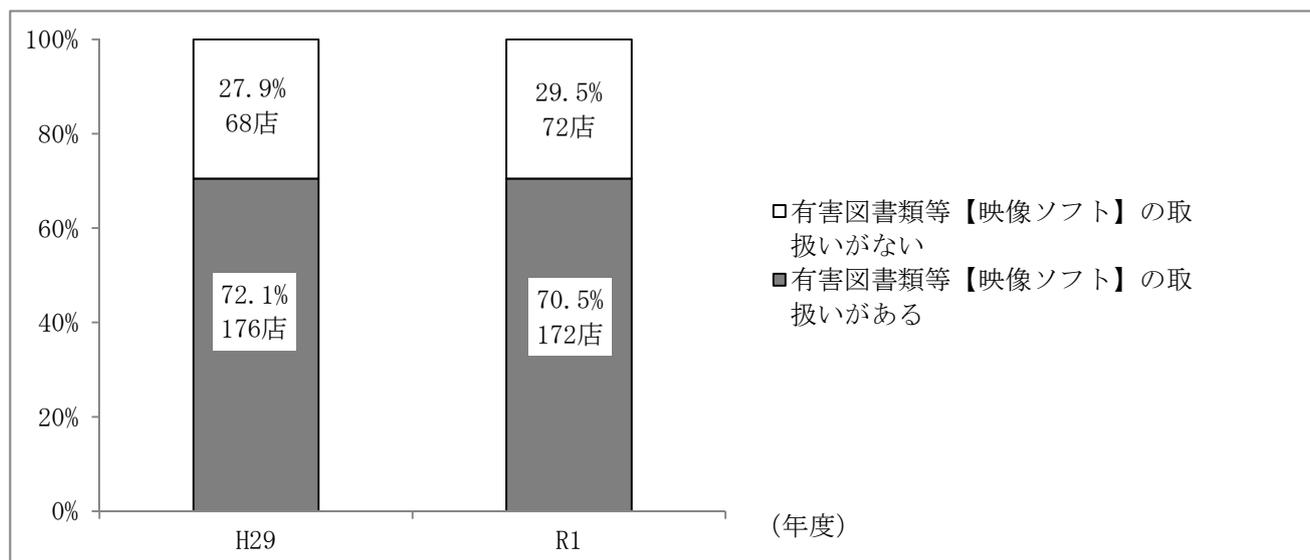
調査実施店舗数 248 店のうち、有害図書类等【映像ソフト】の取扱いがあった店舗は 69.8% (173 店) であった。

図表 2-3-3 有害図書类等【映像ソフト】取扱いの有無 (N=248)



調査実施店舗のうち、平成 29 年度も調査対象であった 244 店について、平成 29 年度と令和元年度の有害図書类等【映像ソフト】の取扱い状況を比較したところ、有害図書类等【映像ソフト】の取扱いがあった店舗は、平成 29 年度が 72.1% (176 店)、令和元年度が 70.5% (172 店) で、1.6 ポイント減少した。

図表 2-3-4 有害図書类等【映像ソフト】取扱い状況の経年比較 (N=244)



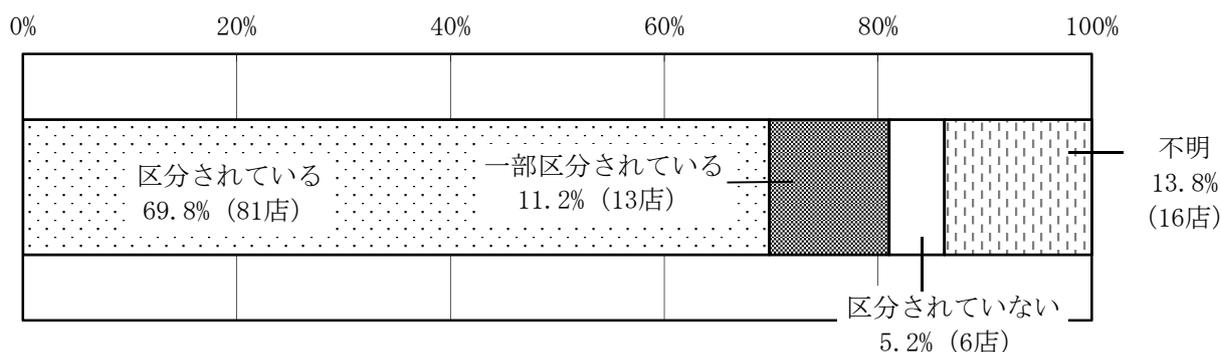
#### (4) 有害図書類等の区分陳列

##### ア 区分陳列の実施状況【書籍・雑誌】

有害図書類等【書籍・雑誌】の取扱いのある116店のうち、「区分されている」店舗は69.8%（81店）（平成29年度：90.6%）、「一部区分されている」店舗は11.2%（13店）（平成29年度：なし）、「区分されていない」店舗は5.2%（6店）（平成29年度：6.9%）であった。

なお、区分されているか不明な店舗が13.8%（16店）あり、不明な店舗を除くと81.0%で区分されていた。

図表2-4-1 有害図書類等【書籍・雑誌】区分陳列の実施状況（N=116）

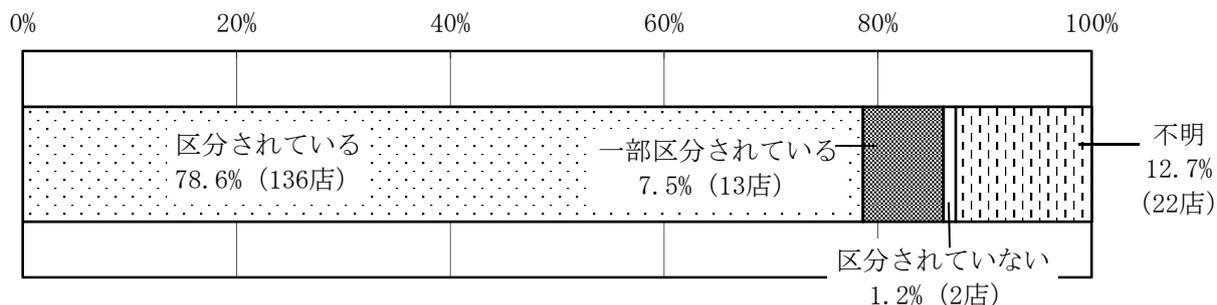


##### イ 区分陳列の実施状況【映像ソフト】

有害図書類等【映像ソフト】の取扱いのある173店のうち、「区分されている」店舗は78.6%（136店）（平成29年度：93.2%）、「一部区分されている」店舗は7.5%（13店）（平成29年度：なし）、「区分されていない」店舗は1.2%（2店）（平成29年度：4.6%）であった。

なお、区分されているか不明な店舗が12.7%（22店）あり、不明な店舗を除くと90.1%で区分されていた。

図表2-4-2 有害図書類等【映像ソフト】区分陳列の実施状況（N=173）



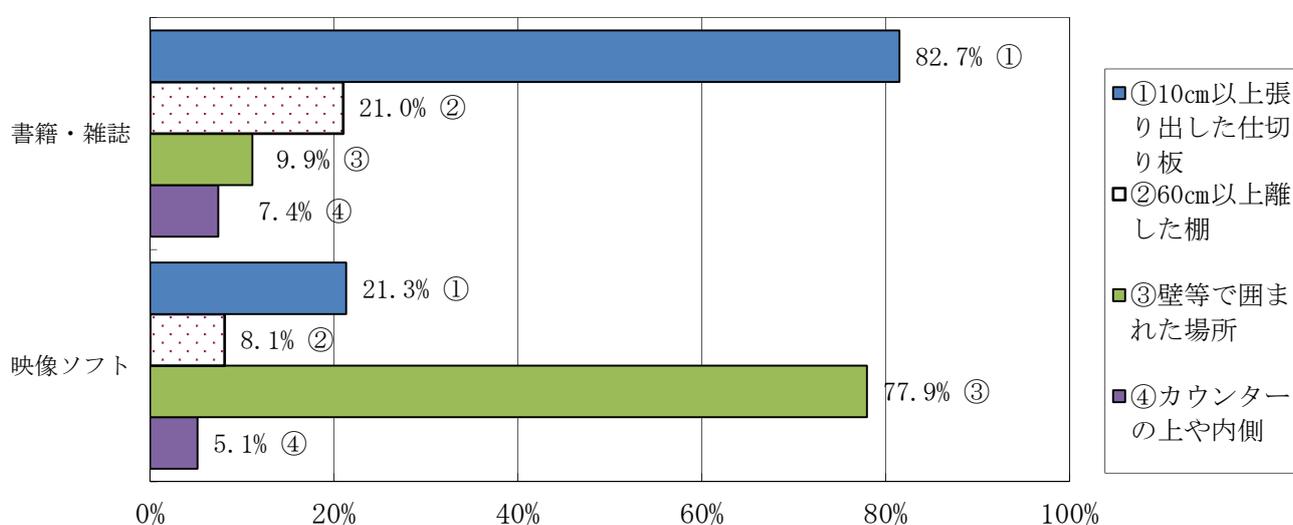
- ※ 「区分されている」・・・ 有害図書類等が条例で定める方法により区分陳列されている
- 「一部区分されている」・・・ 有害図書類等の一部が区分陳列されていない
- 「区分されていない」・・・ 有害図書類等が区分陳列されていない（区分陳列の方法が条例で定める基準を満たしていない場合を含む。）

## ウ 有害図書類等の区分陳列方法

有害図書類等【書籍・雑誌】の取扱いがあり、区分陳列が行われている 81 店の陳列方法は、「10cm 以上張り出した仕切り板」によるものが 82.7%、「60cm 以上離れた棚」によるものが 21.0%、「壁等で囲まれた場所」によるものが 9.9%、「カウンターの上や内側」によるものが 7.4%であった。

また、有害図書類等【映像ソフト】の取扱いがあり、区分陳列が行われている 136 店の陳列方法は、「10cm 以上張り出した仕切り板」によるものが 21.3%、「60cm 以上離れた棚」によるものが 8.1%、「壁等で囲まれた場所」によるものが 77.9%、「カウンターの上や内側」によるものが 5.1%であった。

図表 2-4-3 有害図書類等の区分陳列方法（複数回答）（【書籍・雑誌】N=81 【映像ソフト】N=136）

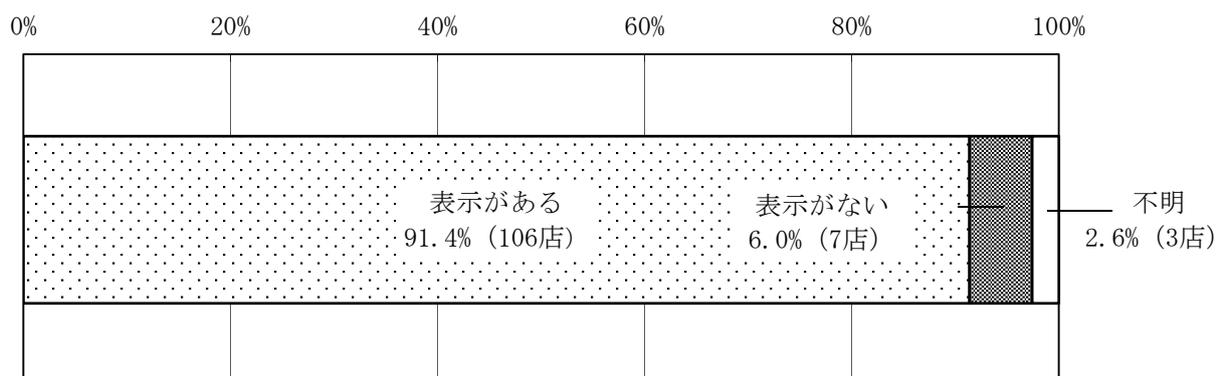


## (5) 有害図書類等取扱い店舗における 18 歳未満への販売・閲覧等禁止の表示

### ア 有害図書類等【書籍・雑誌】の表示

有害図書類等【書籍・雑誌】の取扱いのある 116 店のうち、「18 歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は 91.4%（106 店）（平成 29 年度：90.6%）、行っていない店舗は 6.0%（7 店）（平成 29 年度：5.0%）であった。

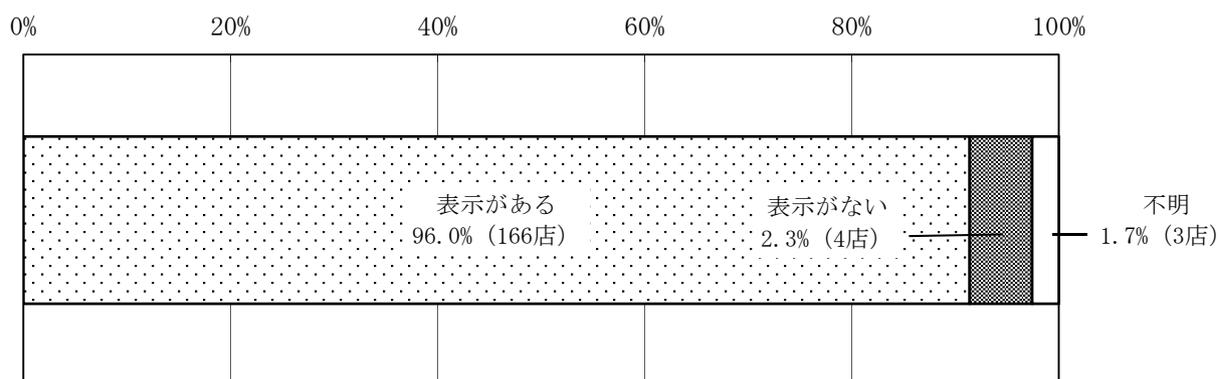
図表 2-5-1 有害図書類等【書籍・雑誌】18 歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（N=116）



## イ 有害図書类等【映像ソフト】の表示

有害図書类等【映像ソフト】の取扱いのある173店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は96.0%（166店）（平成29年度：94.1%）、行っていない店舗は2.3%（4店）（平成29年度：4.2%）であった。

図表2-5-2 有害図書类等【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（N=173）

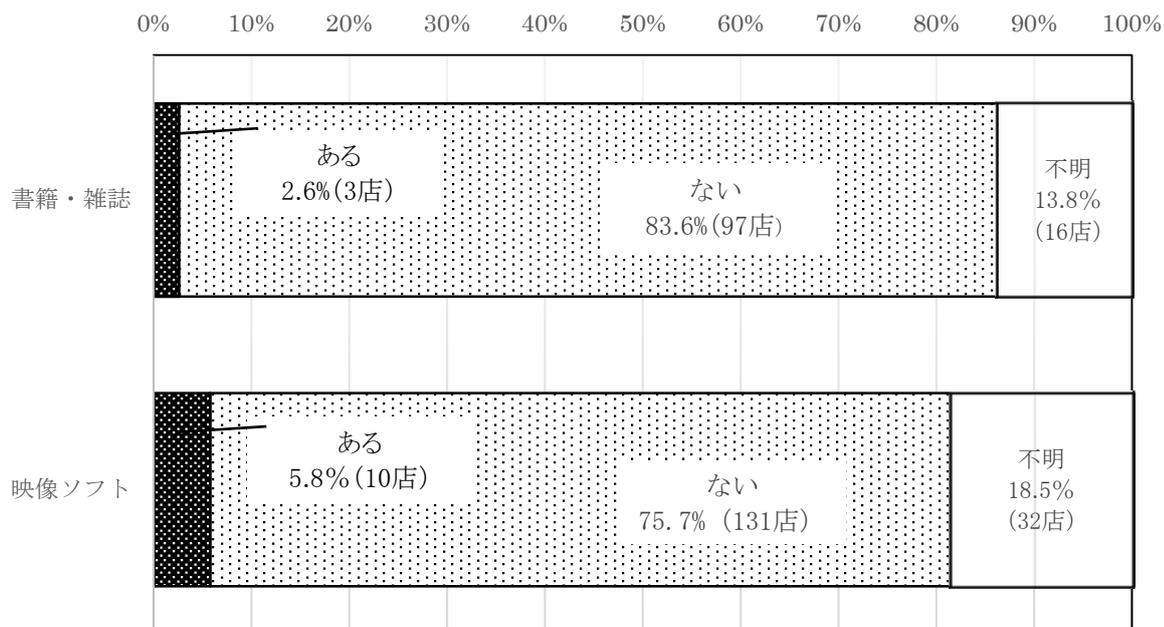


## (6) 有害図書类等のサンプルディスプレイの有無について

有害図書类等【書籍・雑誌】の取扱いのある116店のうち、サンプルディスプレイを行っている店舗は2.6%（3店）、行っていない店舗は83.6%（97店）であった。

また、有害図書类等【映像ソフト】の取扱いのある173店のうち、サンプルディスプレイを行っている店舗は5.8%（10店）、行っていない店舗は75.7%（131店）であった。

図表2-6 有害図書类等のサンプルディスプレイの有無（【書籍・雑誌】N=116【映像ソフト】N=173）



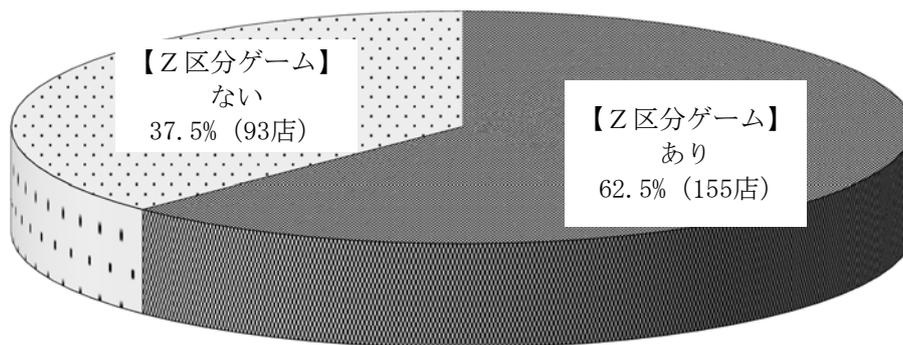
### 青少年保護育成条例

- 有害図書類等（成人向け雑誌、アダルトビデオなど）の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に以下の方法で陳列しなければなりません。（改善命令に従わないと30万円以下の罰金）
  - ・間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列
  - ・シール止めやビニール包装などをした上で、一般の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列、または、10cm以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列（仕切り板のある成人図書コーナーなど）
  - ・従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列
- 有害図書類等の陳列場所に、18歳未満への販売や閲覧させることを禁止する表示を見やすい文字により掲示しなければなりません。
- 有害図書類等を陳列するときは、当該図書類の表紙が店舗の外部から見えない場所に置くように努めなければなりません。

### （7）Z区分ゲームの取扱い

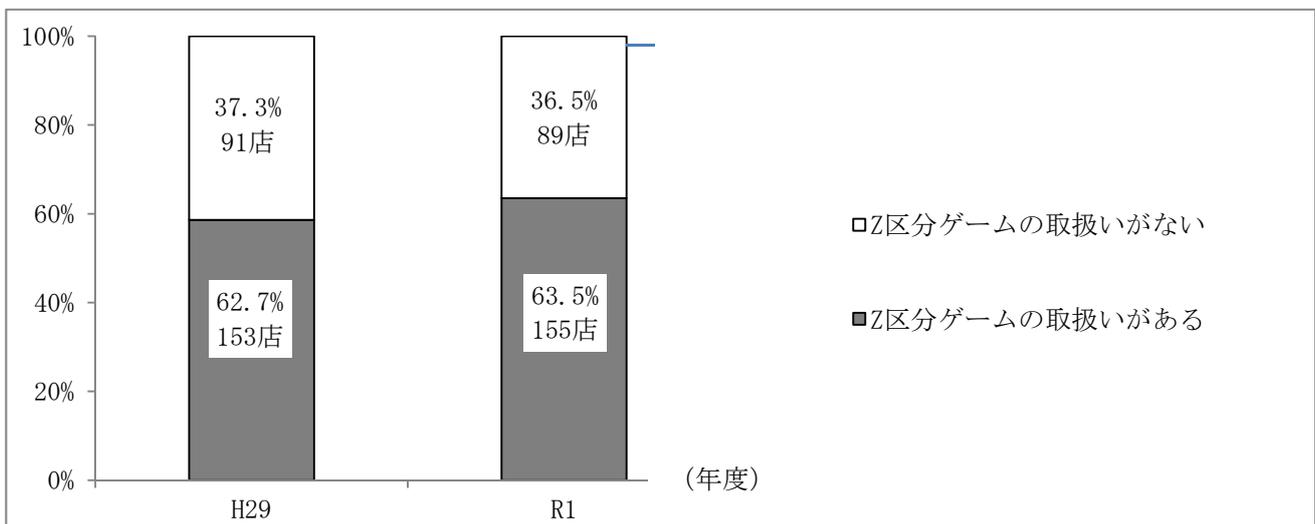
調査実施店舗数248店のうち、【Z区分ゲーム】の取扱いがあった店舗は62.5%（155店）であった。

図表2-7-1 Z区分ゲーム取扱いの有無（N=248）



調査実施店舗のうち、平成29年度も調査対象であった244店について、平成29年度と令和元年度の【Z区分ゲーム】の取扱状況を比較したところ、【Z区分ゲーム】の取扱いがあった店舗は、平成29年度が62.7%（153店）、令和元年度が63.5%（155店）で、同率となった。

図表2-7-2 Z区分ゲーム取扱状況の経年比較（N=244）



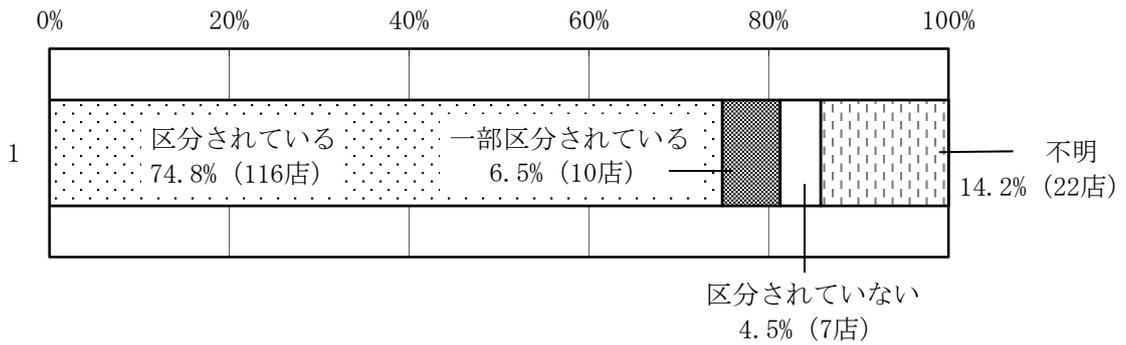
(8) Z区分ゲームの区分陳列

ア 【Z区分ゲーム】の区分陳列実施状況

【Z区分ゲーム】の取扱いのある155店のうち、「区分されている」店舗は74.8%（116店）（平成29年度：82.5%）、「一部区分されている」店舗は6.5%（10店）（平成29年度：1.6%）、「区分されていない」店舗は4.5%（7店）（平成29年度：13.8%）であった。

なお、区分されているか不明な店舗が14.2%（22店）あり、不明な店舗を除くと87.2%で区分されていた。

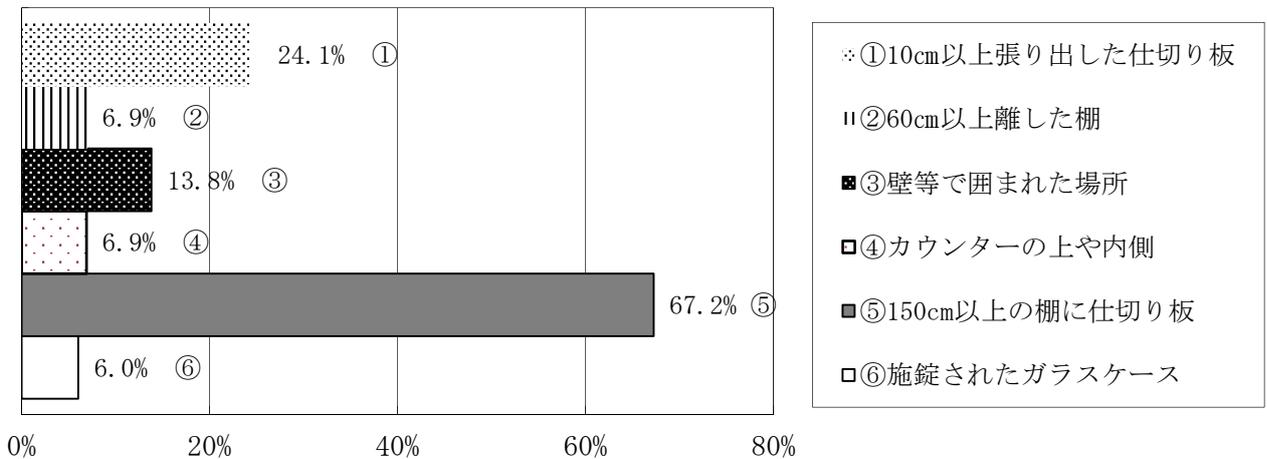
図表2-8-1 Z区分ゲーム区分陳列実施状況（N=155）



イ Z区分ゲームの区分陳列方法

【Z区分ゲーム】の取扱いがあり、区分陳列が行われている116店の陳列方法は、「10cm以上張り出した仕切り板」によるものが24.1%、「60cm以上離れた棚」によるものが6.9%、「壁等で囲まれた場所」によるものが13.8%、「カウンターの上や内側」によるものが6.9%、「150cm以上の棚に仕切り板」によるものが67.2%、「施錠されたガラスケース」によるものが6.0%であった。

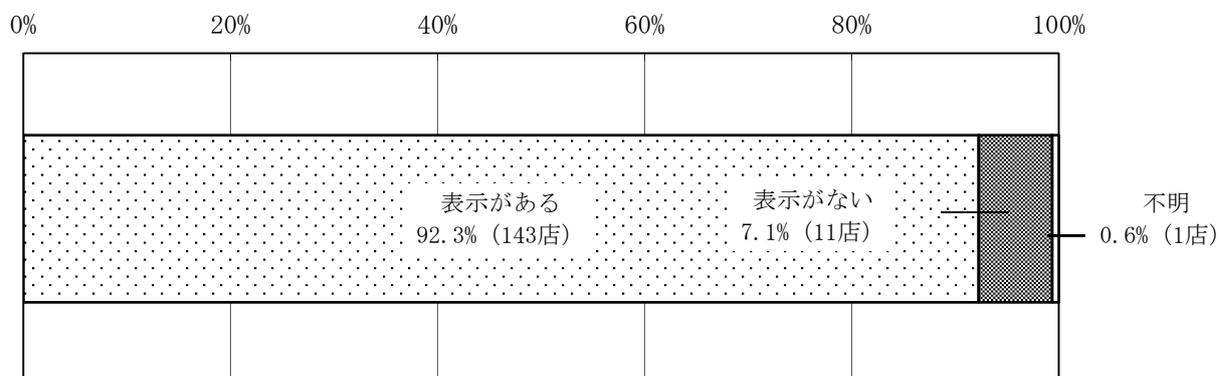
図表2-8-2 Z区分ゲームの区分陳列方法（複数回答）（N=116）



(9) Z区分ゲーム取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示

【Z区分ゲーム】の取扱いのある155店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は92.3%（143店）（平成29年度：89.9%）、行っていない店舗は7.1%（11店）（平成29年度：7.4%）であった。

図表2-9 Z区分ゲーム18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（N=155）



青少年保護育成条例

- ゲームソフト販売店等では、Z区分ゲーム（団体表示図書類）を陳列するときは、有害図書類と同様の陳列方法または以下の方法で陳列するように努めなければなりません。
  - ・床面から150cm以上の高さの位置に団体表示図書類を陳列していることを明らかにした仕切り板を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、団体表示図書類をまとめて陳列
  - ・施錠されたガラス製等のケースに収納し、陳列
- Z区分ゲーム（団体表示図書類）の陳列場所に、18歳未満への販売や閲覧させることを禁止する表示を見やすい文字により掲示するよう努めなければなりません。



表1-1-1 インターネットカフェ・まんが喫茶(市町村別)

項目 市町村	調査実施店舗数	(内) 法規	営業区分		営業状況		客席の状況		条例に基づく措置				自主規制の実施状況				未成年者の喫煙飲酒防止の取組				酒類 自動販売機																																																																																	
			まんが喫茶	喫茶	2人以上で利用できるブース席	営業者の状況	18歳未満 禁止表示	18歳未満の 年齢確認	18歳未満の オープン席利用	たばこ 自動販売機	未成年者の 喫煙飲酒防止の取組	18歳未満の 年齢確認	18歳未満の オープン席利用	たばこ 自動販売機	未成年者の 喫煙飲酒防止の取組	酒類 自動販売機																																																																																						
			まんが喫茶 が主力 の店	まんが 喫茶 のみ	2人以上で利用できるブース席 の風通し	1 (営業 時間 あり)	2 (営業 時間 あり)	3 (営業 時間 あり)	4 (営業 時間 あり)	5 (営業 時間 あり)	6 (営業 時間 あり)	7 (営業 時間 あり)	8 (営業 時間 あり)	9 (営業 時間 あり)	10 (営業 時間 あり)	11 (営業 時間 あり)	12 (営業 時間 あり)	13 (営業 時間 あり)	14 (営業 時間 あり)	15 (営業 時間 あり)	16 (営業 時間 あり)	17 (営業 時間 あり)	18 (営業 時間 あり)	19 (営業 時間 あり)	20 (営業 時間 あり)	21 (営業 時間 あり)	22 (営業 時間 あり)	23 (営業 時間 あり)	24 (営業 時間 あり)	25 (営業 時間 あり)	26 (営業 時間 あり)	27 (営業 時間 あり)	28 (営業 時間 あり)	29 (営業 時間 あり)	30 (営業 時間 あり)	31 (営業 時間 あり)	32 (営業 時間 あり)	33 (営業 時間 あり)	34 (営業 時間 あり)	35 (営業 時間 あり)	36 (営業 時間 あり)	37 (営業 時間 あり)	38 (営業 時間 あり)	39 (営業 時間 あり)	40 (営業 時間 あり)	41 (営業 時間 あり)	42 (営業 時間 あり)	43 (営業 時間 あり)	44 (営業 時間 あり)	45 (営業 時間 あり)	46 (営業 時間 あり)	47 (営業 時間 あり)	48 (営業 時間 あり)	49 (営業 時間 あり)	50 (営業 時間 あり)	51 (営業 時間 あり)	52 (営業 時間 あり)	53 (営業 時間 あり)	54 (営業 時間 あり)	55 (営業 時間 あり)	56 (営業 時間 あり)	57 (営業 時間 あり)	58 (営業 時間 あり)	59 (営業 時間 あり)	60 (営業 時間 あり)	61 (営業 時間 あり)	62 (営業 時間 あり)	63 (営業 時間 あり)	64 (営業 時間 あり)	65 (営業 時間 あり)	66 (営業 時間 あり)	67 (営業 時間 あり)	68 (営業 時間 あり)	69 (営業 時間 あり)	70 (営業 時間 あり)	71 (営業 時間 あり)	72 (営業 時間 あり)	73 (営業 時間 あり)	74 (営業 時間 あり)	75 (営業 時間 あり)	76 (営業 時間 あり)	77 (営業 時間 あり)	78 (営業 時間 あり)	79 (営業 時間 あり)	80 (営業 時間 あり)	81 (営業 時間 あり)	82 (営業 時間 あり)	83 (営業 時間 あり)	84 (営業 時間 あり)	85 (営業 時間 あり)	86 (営業 時間 あり)	87 (営業 時間 あり)	88 (営業 時間 あり)	89 (営業 時間 あり)	90 (営業 時間 あり)	91 (営業 時間 あり)	92 (営業 時間 あり)	93 (営業 時間 あり)	94 (営業 時間 あり)	95 (営業 時間 あり)	96 (営業 時間 あり)	97 (営業 時間 あり)
神奈川県 計	81	2	76	5	48	28	24	51	1	-	81	90	1	49	13	16	3	79	2	41	39	1	60	6	2	1	3	75																																																																										
割合(%)	100.0		93.8	6.2	63.2	36.8	31.6	67.1	1.3	-	100.0	98.8	1.2	60.5	16.0	19.8	3.7	97.5	2.5	50.6	48.1	1.2	74.1	7.4			92.6																																																																											
横浜市	24	-	24	-	16	7	4	19	-	-	24	24	-	11	4	6	3	23	1	12	11	1	18	2	-	-	2	22																																																																										
川崎市	15	-	15	-	8	6	8	5	1	-	15	15	-	9	3	3	-	15	-	8	7	-	11	-	-	-	-	15																																																																										
横浜須賀買市	4	-	4	-	2	2	2	2	-	-	4	4	-	3	1	-	4	4	-	2	2	-	4	-	-	-	-	4																																																																										
鎌倉市	2	-	2	-	1	1	1	1	-	-	2	2	-	1	-	-	2	2	-	1	1	-	2	-	-	-	-	2																																																																										
横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
三浦市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
小計	6	-	6	-	3	3	3	3	-	-	6	6	-	4	1	1	-	6	-	3	3	-	6	1	1	-	5																																																																											
相模原市	7	1	7	-	4	2	-	6	-	-	7	7	-	7	-	-	-	7	-	3	4	-	4	1	1	-	-	6																																																																										
厚木市	5	-	4	1	5	2	3	2	3	-	5	4	1	3	2	-	5	4	-	4	1	-	4	1	1	-	-	5																																																																										
大和市	6	1	5	1	3	2	2	3	-	-	6	6	-	4	1	1	-	6	-	4	2	-	4	-	-	-	-	6																																																																										
海老名市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
座間市	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1																																																																										
綾瀬市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
愛川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
小計	12	1	10	2	11	1	5	6	4	7	12	11	1	7	3	2	-	11	1	8	4	-	9	-	-	-	-	12																																																																										
平塚市	2	-	2	-	2	-	2	-	2	-	2	2	-	1	-	1	-	2	-	1	1	-	2	1	-	-	-	1																																																																										
藤沢市	9	-	8	1	5	3	5	3	-	-	9	9	-	5	1	3	-	9	-	3	6	-	1	8	1	-	-	1																																																																										
茅ヶ崎市	2	-	2	-	2	1	1	-	2	-	2	2	-	2	-	-	-	2	-	2	1	-	1	1	-	-	-	2																																																																										
秦野市	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1																																																																										
伊勢原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
寒川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
小計	14	-	13	1	9	4	5	8	-	-	14	14	-	9	1	4	-	14	-	5	9	-	12	2	-	1	1	12																																																																										
小田原市	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	3	3	-	2	1	-	-	3	-	2	1	-	3	3	-	-	-	3																																																																										
南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
開成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																										
小計	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	3	3	-	2	1	-	-	3	-	2	1	-	3	3	-	-	-	3																																																																										

※営業時間は平日の主な営業時間をいう







## 令和元年度社会環境実態調査 実施要領

①目的	<p>青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、市町村や地域の青少年育成関係者の協力のもと、店舗調査を実施します。</p>
②調査対象	<p>○インターネットカフェ・まんが喫茶 ○古書店、映像ソフト（DVD、ビデオ）取扱店、ゲームソフト取扱店、複合店（書籍、映像ソフト、ゲームソフトなど数種類の商品を扱う店）</p> <p>※基本的には、県が提供する店舗リストに掲載された店舗を調査していただければ結構ですが、新規開店した店舗などをご存知でしたら、調査対象に加えてください。</p> <p>※所定の期間内にすべての店舗を実施できなかった場合は、その旨ご報告ください。</p> <p>※市町村が独自に上記業種以外を調査することも可能です（⑥イ参照）。</p>
③調査時期	<p>7月～9月</p> <p>※内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に係る活動の一環として実施するため、7月を調査期間に含めています。</p> <p>※この期間は、安全対策の一環として県で保険に加入します。期間外は補償の対象となりませんので、ご注意ください。（市町村で保険に加入している場合を除く。）</p>
④調査方法概要	<p>各地域の調査対象店舗を訪問し、調査票1、3により、条例の規制の取組状況や、業界団体の自主規制の取組状況などを調査します。</p> <p>※実施する日や時間は、ご都合に合わせて設定していただければ結構ですが、混雑する時間帯はできるだけ避けた方が無難です。混雑する時間帯は、お店によって異なりますが、社会人や学生が少ない平日の午前中は、比較的空いていると思われます。</p> <p>※基本的には、店舗への事前連絡は不要ですが、連絡した方が調査員にとってやりやすい場合は、連絡しても差し支えありません。</p>
⑤とりまとめ、提出（市町村）	<p>市町村は、調査票1、3に記載された内容を、調査票2、4にとりまとめ、各提出先に提出してください（電子データ）。提出先と提出期限は、別添「社会環境実態調査 結果提出先一覧」を参照してください。</p> <p>※調査票1、3の提出は、必要ありません。</p>
⑥その他	<p><b>ア 安全対策</b></p> <p>平成23年度より、社会環境実態調査については、参加する青少年育成者が全員補償を受けられるよう、県が傷害保険に加入しています。調査に伴い怪我や熱中症などにかかったときは、県青少年課（045-210-3848）へご連絡ください。</p> <p>※一部の市町村では、県の保険には加入せず、市町村で保険に加入している場合があります。その場合は、市町村へご連絡ください。</p> <p><b>イ 市町村における独自調査</b></p> <p>各市町村において、地域の実情を踏まえ、2の調査対象以外の業種を独自に調査する必要がある場合、それも社会環境実態調査の一環として追加することができます。期間内であれば、保険の対象にもなります。この場合、調査結果を県に提供して下さるようお願いいたします。</p>

調査結果の活用

【立入調査、啓発・指導の実施】

調査の結果、問題のある店舗については、行政職員が立入調査を行い、必要な啓発や指導を行います。また、立入調査の結果は、各市町村に情報提供します。

【県民への周知】

県内全域の調査結果をとりまとめ、各市町村に提供します。

また、業界の取組状況を県民に広く周知することにより、業界の取組を促進させるため、県ホームページでも公表します（令和2年2月頃予定）。

【業界への協力依頼】

業界団体が参加する各種会議で調査結果を報告し、それを基に、業界団体に協力を依頼しています。

【条例の見直しや施策の企画立案のための基礎資料】

- ・平成28年…青少年保護育成条例の見直しにあたり、事業者の取組状況の基礎資料として活用
  - ・平成29年…青少年喫煙飲酒防止条例の見直しにあたり、事業者の取組状況の基礎資料として活用
- 上記のほか、条例による新たな規制を検討する際の基礎資料としても活用しています。

<主な活用事例>

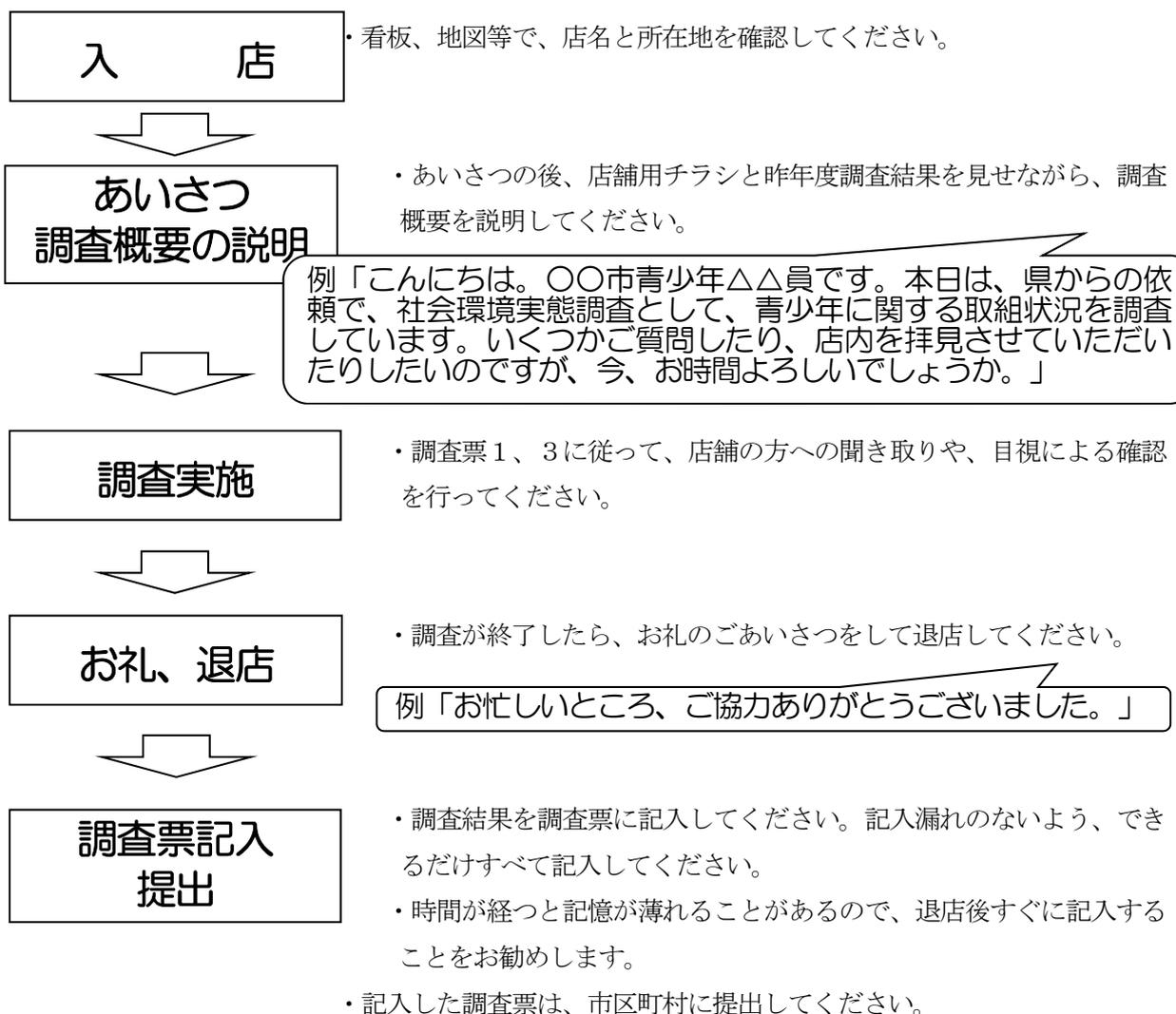
- ・平成8年度条例改正（有害図書類自動販売機、ツーショットカード販売所を届出対象）
- ・平成17年度条例改正（カラオケ店、インターネットカフェへの青少年の深夜立入制限）
- ・平成20年度条例改正（Z区分ゲームソフトについて団体表示図書類制度を創設）

令和元年度 社会環境実態調査 結果提出先一覧

市町村	提出先	提出期限
横浜市	県青少年課地域環境グループ	令和元年 11月15日（金）
川崎市		
横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 総務部県民・防災課	令和元年 11月8日（金）
相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 総務部県民・防災課	
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 総務部県民・防災課	
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 総務部県民課	

## 2 調査の実施方法（調査当日の流れ、持参するもの）

### (1) 店舗での調査の流れ



#### 調査時に持参するもの

県又は市町村等が発行する青少年育成関係者の身分証

調査票、筆記用具、クリップボード

マニュアル（必要に応じて）※

店舗に渡す資料

ア 店舗依頼用チラシ

イ 平成 30 年度社会環境実態調査結果（概要）

※マニュアル全ページ分を持ち歩くのが難しい場合は、このページと次のページを抜粋して携帯してください。

## (2) 調査時に質問等を受けた場合の対応方法

店長（責任者）がいないので対応できないと言われたとき	「アルバイトの方でも対応可能な内容ですので、ご協力お願いします」と伝えていただき、それでも無理だと言われたときは、中止していただいて構いません。その旨を、調査票の備考欄に記載してください。 もし可能であれば、店長等がいらっしゃる曜日を確認し、再調査していただくと助かります。
調査を拒否されたり、高圧的な態度をとられたとき	調査を中止して構いません。その旨を、調査票の備考欄に記載してください。 「了解しました。これで失礼します。」
身分を証明するものを求められたとき	県又は市町村等が発行する青少年育成関係者の身分証を提示してください。
お店の人から調査票を見せてほしいと申出があったとき	当該店舗の調査票又は未記入のものは、見せても構いません。他の店舗の情報が記載された調査票は、絶対に見せないようにしてください。
条例や調査に関し、お店から質問やクレームがあったとき	県青少年課の問合せ先を案内してください。 「申し訳ありません。私ではお答えできないので、こちらの問合せ先に連絡してください。」 県青少年課の問合せ先は、店舗依頼用チラシにも記載されています。
調査について事前に周知したかと聞かれたとき	次のとおり説明をお願いします。 「県から業界団体を通じて、若しくは有害図書類の例示通知と併せて依頼のチラシをお送りしています。」 店舗依頼用チラシにもその旨記載されているので、チラシを見るように説明してもよいです。 さらに質問があったら、県青少年課の問合せ先を案内してください。
条例違反の疑いがあったとき	調査時に条例違反等が見つかって、 <u>店舗側に指摘したり、指導したりはしないでください。</u> 調査結果にそのことがわかるように記載していただければ、後日、行政職員が立入調査を行い、適宜指導します。 なお、違反状態が甚だしい場合や、青少年が被害に遭う可能性が高い場合などは、直ちに県に調査、指導を要請することができます。県青少年課にご連絡ください。

### 問合せ先

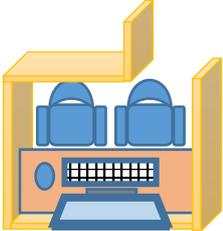
神奈川県青少年課地域環境グループ 電話 045-210-3848（直通）

### 3 インターネットカフェ・まんが喫茶の調査方法〔調査票1、2〕

#### (1) 客席の状況

近年、インターネットカフェ等において、見通しが悪い個室で青少年が福祉犯罪被害（児童ポルノ事犯、淫行など）に巻き込まれる事件が起きています。そのため、条例では、個室の見通しが悪く、かつ一定基準（内部から施錠できるなど）に該当する施設について、有害個室として指定できると定めています。

本調査項目では、福祉犯罪の温床となる可能性のある個室の有無を把握するため、個室の外からの見通しの可否、内鍵の有無を確認していただきます。

<p>①ペアシートの有無（視認又は聞き取り）</p>	<p>ペアシート等（周囲に仕切りがあり、独立した区画となる個室で、2人以上の客が利用できるもの）の有無を確認してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペアシート等 「有」 → ②へ</li> <li>・ ペアシート等 「無」 → (2)へ</li> </ul> </div>	<p>ペアシートのイメージ</p> 
<p>②外部からのペアシート等内部の見通しの可否（視認）</p>	<p><u>空いているペアシート等のドアを閉めた状態で、ガラス窓やドアの上下の隙間などから個室を覗き込み、客席付近が見えるか確認</u>してください。空き室がない場合は、離れたところから可能な限り確認していただければ結構です。実際にお客さんがいる個室を覗きこまないようにしてください。</p> <p>なお、ドアの上部が空いていて見通しを妨げるものがなく、かつドアの高さが1.5メートル以下の場合、見通し可に区分してください。このとき、メジャーで厳密に測定する必要はありません。例えば身長との比較で確実に1.5メートル以下であれば見通し可とし、微妙な場合は、見通し不可として構いません。後日、行政職員が立入調査を行い、詳しく確認します。</p>	
<p>③ペアシート等の内鍵の有無（視認又は聞き取り）</p>	<p><u>ペアシート等の内側から掛けられる鍵の有無を確認</u>してください。</p>	

#### (2) 条例に基づく措置状況

条例では、インターネットカフェ・まんが喫茶が青少年の深夜外出の受け入れ先にならないようにするため、同店舗への青少年の深夜の入場を禁止するとともに、青少年の深夜入場を制限する旨を、店舗の入口付近に表示するよう義務付けています。

また、青少年に有害サイトを閲覧させないようにするため、パソコンにフィルタリング等の措置をとるよう努力義務を課しています。

本調査項目では、これらの条例に基づく措置の有無について、確認していただきます。

④深夜営業の状況（聞き取り）	<p>店員に聞き取りを行い、深夜営業（23時以降）の有無を確認してください。 曜日によって営業時間が異なる場合は、<u>最も遅く閉店する日</u>を確認してください。</p> <p>「23時までに閉店（23時閉店を含む）」→ 深夜営業「無」→ ⑤～ 「23時以降閉店」又は「24時間営業」→ 深夜営業「有」→ ⑥～</p>
⑤18歳未満の深夜入場制限の表示の有無（深夜営業「有」の場合）（視認）	<p>入口付近の見やすいところに、<u>18歳未満の深夜の入場を制限する旨の表示</u>があるか確認してください。</p> <p>【表示例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>神奈川県青少年保護育成条例により、午後11時から翌4時までの間は、18歳未満の方の入場をお断りします。</p> </div> <p>※同趣旨の内容であれば可。 ※23時より早い時間から入場を制限する内容も可。</p>
⑥青少年の有害サイトの閲覧を制限する措置の有無（パソコンを利用させていない店舗は対象外）（聞き取り）	<p><u>18歳未満にパソコンで有害サイトを閲覧させないようにするための措置</u>をとっているか、店員から聞き取って確認してください。</p> <p>【青少年有害サイト閲覧防止措置の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○18歳未満が利用するパソコンにフィルタリング※を導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>※インターネット上の有害サイトへの接続を防止するシステム</li> </ul> </li> <li>○その他の適切な措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年はオープン席（仕切りのない席）又はドアを開放した状態で利用</li> <li>・青少年の利用禁止又は保護者同伴が条件</li> </ul> </li> </ul>

### (3) 自主規制等の状況

インターネットカフェ等の業界団体である日本複合カフェ協会（任意加入）では、「運営ガイドライン」の中で、青少年対策として「年齢の確認」や「客席の取扱」などの自主規制基準を定めています。

本調査項目では、これらの業界の自主規制基準の運用状況について、確認していただきます。

⑦18歳未満と思われる者の年齢確認の有無（聞き取り）	<p>店員に聞き取りを行い、18歳未満と思われる者に対し、次のような方法で<u>身分証による年齢確認</u>を行っているか確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員証（年齢情報を管理できるもの）を作成する際に、運転免許証等の身分証の提示を求め、入店時に会員証を提示させている。</li> <li>・入店時に運転免許証等の身分証の提示を求めている。</li> </ul>
⑧18歳未満のオープン席利用の有無（聞き取り）	<p><u>18歳未満に対し、オープン席（仕切りがなく、周囲から見える席）</u>を利用させているか確認してください。</p> <p>オープン席しかない店舗は「有」に、オープン席がまったくない店舗は「無」に区分してください。</p>
⑨たばこ・酒類自動販売機の有無、成人識別装置の有無	<p><u>たばこ・酒類の自動販売機</u>の有無を確認してください（対面販売は対象外です）。両方又はいずれかの自動販売機が「有」の場合、成人識別装置※の有無を確認してください。</p> <p>※成人であることを確認できなければ、商品を購入できないシステム。 taspo（タスポ）のほか、運転免許証で確認できる装置もあります。</p>

#### 4 古書店、複合店、映像ソフト取扱店、ゲームソフト取扱店の調査方法〔調査3、4〕

条例では、青少年の健全育成を阻害するおそれがある図書類として神奈川県児童福祉審議会で指定されたもの及び青少年の性的感情を刺激する写真や絵のページ数、場面数等が規則で定める基準を満たすものを「有害図書類」と定め、区分陳列等の義務を課しています。また、CERO という県の指定を受けた団体が 18 歳以上対象としたゲームソフトにも、区分陳列等の努力義務を課しています。

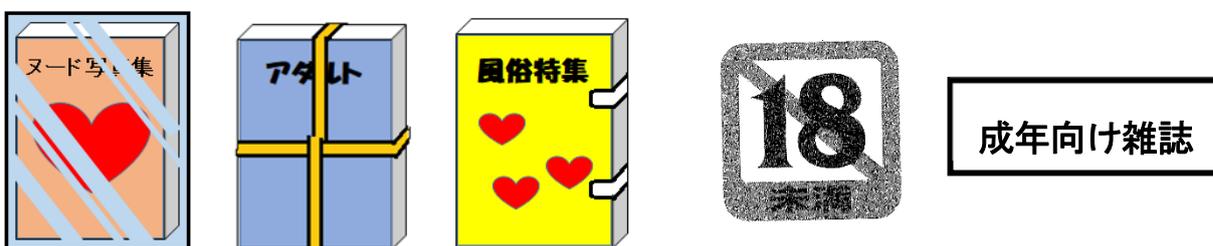
一方、図書業界等も、自主規制基準に基づき青少年の健全育成に好ましくないと判断した図書類（成人向け図書類）に、閲覧防止措置や成人マークの表示を行ったり、区分陳列を推進したりしています。

有害図書類及び成人向け図書類は、店頭でビニール包装等の閲覧防止措置を施された状態で販売されていることが多いのですが、商品の袋を開けて中身を確認するわけにはいきませんので、特に有害図書類と成人向け図書類を区別することなく、外形上閲覧防止措置等がされている図書類は、調査対象としてください。

##### ① 有害図書類等の有無

次表に該当する有害図書類、成人向け図書類、Z区分ゲームソフトの有無を確認してください。

調査対象（表の措置や表示がされた有害図書類、成人向け図書類、Z区分ゲームソフト）

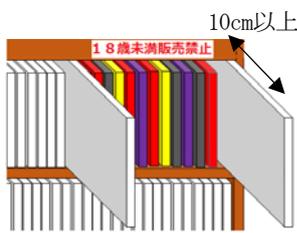
<p><b>書籍・雑誌の場合</b></p> <p>ビニール包装      ひも掛け      2点シール止め      成人向けマーク（例）</p>  <p>※パチスロ、競馬雑誌は、対象外です。</p>	
<p><b>映像ソフト（DVD、ビデオ）の場合</b></p> <p>成人向けマーク（例）</p> 	<p><b>家庭用ゲームソフトの場合</b></p> <p>Z区分のマーク</p> 

もし、上記の措置や表示がされていない図書類で、有害図書類に該当するのでは、と気になるものがあつた場合は、備考欄に記載してください。後日、行政職員が立入調査を行い、確認します。本調査の調査員が、有害図書類に該当するかどうか確認する必要はありません。

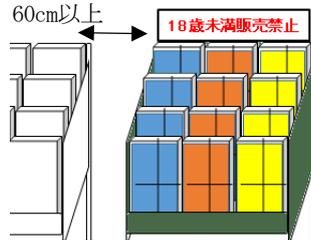
有害図書類、成人向け図書類に該当するものがあつた場合のみ、②以降の調査へ進み、陳列状況等を確認してください。

## ②有害図書類等の区分陳列の状況

次のいずれかの方法で他の図書類と区分して陳列されているか確認してください。



10cm以上張り出した仕切板の間にまとめて陳列



他の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列

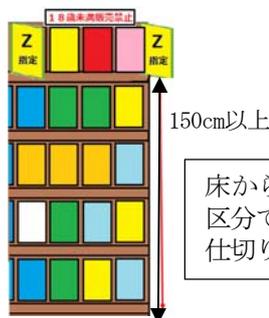


壁や棚で囲まれた場所にまとめて陳列

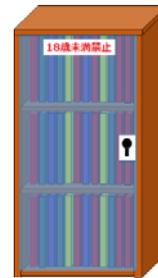


従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列

Z区分ゲームソフトは、次のいずれかの陳列方法でも可



床から150cm以上の位置で、Z区分である旨を記した仕切り板の間にまとめて陳列



施錠されたガラスケースに収納

※上記の区分陳列方法をとっているものの、一部の有害図書類等が一般の場所に混在している場合は、調査票の「2 一部区分陳列 無」に○を付け、区分陳列方法も選択してください。

## ③18歳未満への販売等を禁止する旨の表示の有無

有害図書類等の陳列場所に、青少年に販売等を禁止する旨の表示の有無を確認してください。

【表示例】

18歳未満の方に対して、ここに陳列してある書籍・雑誌を販売し、閲覧させることは、条例により禁止されています

※文言が違ってても、同趣旨の内容であれば可

## ④サンプルディスプレイの有無（Z区分ゲームソフトは対象外） 【新規調査項目】

有害図書類等のサンプルディスプレイ（次のイラストのように店の外から有害図書類等の表紙が見えるように陳列）の有無を確認してください。



## 5 調査結果のとりまとめ（データの入力）の方法

県青少年課から送付するエクセルデータ（調査票2、4）には、平成29年度又は30年度の調査結果を記入していますので、適宜加除修正してください。未記入の様式に新たにしていただいても構いません。

ただし、書店における有害図書類の区分陳列方法の欄については、空欄で送付しています。（調査方法を見直したため）。お手数をおかけしますが、改めて記載をお願いします。

- ・継続店舗

調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

- ・調査を実施できない店舗

備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。（調査拒否、休業など）

- ・新規（開店）店舗

行を追加（挿入）して、備考欄に「新規」と記入し、調査項目すべてをしてください。

- ・廃業（閉店）店舗

営業区分欄の「閉店」に○を記入し、各調査項目欄に斜線を引いてください。



(3) 自主規制等の状況

<p>⑦18歳未満と思われる者の年齢確認の有無（聞き取り）</p> <p>※18歳未満と思われる者に対し、次のような方法による年齢確認を行っているか確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員証（年齢情報を管理できるもの）を作成する際に、運転免許証等の身分証の提示を求め、入店時に会員証を提示させている。</li> <li>・入店時に運転免許証等の身分証の提示を求めている。</li> </ul>	<p>1 有 ・ 2 無</p> <p>（どちらかに○）</p>				
<p>⑧18歳未満のオープン席利用の有無（聞き取り）</p> <p>※18歳未満に対し、オープン席（仕切りがなく、周囲から見える席）を利用させているか確認</p> <p>※オープン席しかない店舗は「有」に、オープン席がまったくない店舗は「無」に区分</p>	<p>1 有 ・ 2 無</p> <p>（どちらかに○）</p>				
<p>⑨ たばこ自動販売機（対面販売は調査対象外）</p>					
<p>（どちらかに○）</p>	<p>1 有 ↓「有」の場合、該当するものに「○」</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 763 600 837"></td> <td data-bbox="600 763 1485 837">ア 成人識別装置 有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 837 600 911"></td> <td data-bbox="600 837 1485 911">イ 成人識別装置 無</td> </tr> </table> <p>2 無</p>		ア 成人識別装置 有		イ 成人識別装置 無
	ア 成人識別装置 有				
	イ 成人識別装置 無				
<p>⑩ 酒類自動販売機（対面販売は調査対象外）</p>					
<p>（どちらかに○）</p>	<p>1 有 ↓「有」の場合、該当するものに「○」</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 1111 600 1184"></td> <td data-bbox="600 1111 1485 1184">ア 成人識別装置 有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1184 600 1258"></td> <td data-bbox="600 1184 1485 1258">イ 成人識別装置 無</td> </tr> </table> <p>2 無</p>		ア 成人識別装置 有		イ 成人識別装置 無
	ア 成人識別装置 有				
	イ 成人識別装置 無				

※成人識別装置・・・成人であることを確認できなければ、商品を購入できないシステム。taspo（タスポ）のほか、運転免許証で確認できる装置もあります。

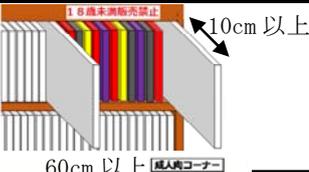
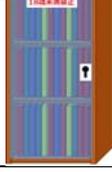
(4) 備考

<p>□調査拒否等</p>
---------------





有害図書類、成人向け図書類、Z区分ゲームソフトの区分陳列の状況等

		有害図書類、成人向け図書類		Z区分 ゲームソフト	
		本・雑誌	映像ソフト (DVD、ビデオ等)		
②有害図書類等の区分陳列の状況 (該当するものに○。複数選択可)	1 区分陳列 有	<p>ア 10 cm以上張り出した仕切板の間にまとめて陳列</p>  <p>イ 他の図書の棚と60 cm以上離れた棚にまとめて陳列</p>  <p>ウ 壁や棚で囲まれた場所にまとめて陳列</p>  <p>エ 従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列</p>  <p>オ 床から150cm以上の位置で、Z区分である旨を記した仕切り板の間にまとめて陳列</p>  <p>カ 施錠されたガラスケースに収納</p> 			
	2 一部区分陳列 無 (一部の有害図書類等が一般の場所に混在している。)				
	※これに該当の場合、1の陳列方法も選択してください。				
	3 区分陳列 無 (上記の陳列方法をまったく行っていない)				
	③18歳未満への販売等を禁止する旨の表示の有無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	
	④サンプルディスプレイ (店の外から有害図書類等の表紙が見えるように陳列)の有無	1 有 2 無	1 有 2 無		



## 関係条例（抜粋）

## ■ 青少年保護育成条例

○青少年の定義 この条例で青少年とは、18歳未満の全ての方をいいます。（既婚者を除く）

## ○深夜営業施設への立入制限

- ・ カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても、深夜(午後 11 時～午前 4時)に青少年を立ち入らせてはいけません。(30 万円以下の罰金)
- ・ これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。(10 万円以下の罰金)

## ○個室営業施設の指定・立入などの禁止

- ・ 知事は、個室の見通しが悪いカラオケボックスやインターネットカフェを、青少年に有害な施設として指定することができます。なお、指定された施設に青少年を立ち入らせたり、客に接する業務に従事させたりしてはいけません。(6月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)

## ○フィルタリングその他の適切な措置

- ・ インターネットカフェの事業者は、青少年が利用する端末装置(パソコン)に、フィルタリングその他の適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

## ○有害図書類の陳列場所の制限

- ・ 書店、古書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店などでは、有害図書類(成人向け雑誌、アダルトビデオなど)を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に次のいずれかの方法等で陳列しなければなりません。(改善命令に従わないと 30 万円以下の罰金)

- ① 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書類を陳列する。
- ② ア) ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態で、有害図書類以外の図書類を陳列する棚と 60cm 以上離れた棚に、有害図書類をまとめて陳列する。  
イ) ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にし、有害図書類から 10cm以上張り出す仕切り板(透視できない材質のもの)を設け、仕切り板と仕切り板の間に、有害図書類をまとめて陳列する。
- ③ 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常駐するカウンターの上または内側に有害図書類をまとめて陳列する。

- ・ 有害図書類の陳列場所に、青少年に販売や貸出等が禁止されていることを掲示しなければなりません。
- ・ 有害図書類の表紙が、店の外部から見えないように陳列するように努めなければなりません。

## ○青少年指導者からの調査要請

- ・ 青少年指導者などは、条例に違反している営業所などを発見したとき、知事に調査、指導などを要請できます。

## ○青少年関係団体等への調査協力依頼

- ・ 知事は、この条例の規定に係る調査等を実施するため必要があると認めるときは、県民、青少年関係団体及び市町村に協力を求めることができます。

## ■ 青少年喫煙飲酒防止条例

○青少年の定義 この条例で青少年とは、20歳未満の全ての方をいいます。

### ○購入者等の年齢確認

- ・ 販売業者は、たばこ又は酒類を購入しようとする者が青少年であると思料するときは、その者の年齢又は生年月日を確認するために必要な書類で規則で定めるもの(証明書等)の提示を求め、その者の年齢を確認しなければなりません。

### ○自動販売機による購入者の年齢確認

販売事業者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置(成人識別装置)を講じなければいけません。